

特許庁委託事業

ASEAN における技術情報輸出規制に関する
調査報告書

2013年4月

日本貿易振興機構
バンコク事務所
知的財産部

協力

ATMD バード&バード法律事務所

ベトナム

1. 研究開発の現地状況

ASEAN 近隣諸国の大部分と比較して、ベトナムは科学技術インフラはかなり整備されている。ベトナムには 250 を超える政府出資の研究開発施設があり、約 60 の大学併設の研究所がある。また、数は多くないが私立の研究所¹もある。

科学技術省 (MOST)はベトナムの科学技術振興を目的に政策の制定や奨励プログラムの構築を担っている。MOST は、ベトナムが研究開発および科学技術の強固な基盤を築くための計画が盛り込まれた科学技術戦略に関する報告書を出版している。

その結果、農産業への高い依存をよそに、ベトナムは研究開発の躍進が経済発達のための手段となると認識している。特にベトナムは、応用科学の技術および食糧農業科学技術の向上を目指しており、研究開発活動に取り組む事業への支援の強化など研究開発に対する国の政策の改善を計画している。

2. 技術情報の国際共有および輸出に関する規制

a. 技術情報の移転および輸出の制限

2006 年 12 月に国会で制定された技術移転法 (第 80/2006/QH11) は、技術移転活動に携わっている団体や個人の権利と義務を規定し、技術移転を助長・奨励するための措置を講じ、ベトナム国内における技術移転、ベトナムから海外へおよび海外からベトナムへの技術移転を規制する。

ベトナムから海外への移転が制限または禁止されている技術の一覧が、政令第 133/2008/ND-CP の第 5 条、付録 II および III に掲載されており、その品目は以下の通り。

ベトナムから海外への移転が制限されているもの:

- 主要輸出品になっている水産物の繁殖、飼育および養殖技術。
- 高価で希少価値の高い微生物を利用した伝統製法による食品の製造技術。

ベトナムから海外への移転が禁止されているもの:

- ベトナムが締約国となっている条約に基づき移転が禁止されている技術。

2009年5月21日付の政令第49/2009/ND-CP第7条は、移転が禁止されている技術の移転が行われた場合、あるいは、移転に制限が設けられている技術の違法な移転が行われた場合の刑事制裁が規定する。

第7条 移転が禁止されているものの一覧にある技術を移転、あるいは移転が制限されているものの一覧にある技術を違法に移転した場合

1. 移転許可を受けずに移転が制限されているものの一覧にある技術の移転行為に対し 30,000,000 から 50,000,000 ベトナムドンの罰金に処する。
2. 移転が禁止されているものの一覧にある技術の移転行為に対し 50,000,000 から 70,000,000 ベトナムドンの罰金に処する。
3. 追加制裁：本庄工の第1節および第2節に定められている違法行為を犯すために用いられた物証または手段の押収。
4. 改善措置：本条項第2節で定められる技術を用いて製造された製品の強制破棄、または外国からベトナム国内へ移転された技術に関連する製品（該当する場合）のベトナム領土からの強制輸送または強制輸出。

b. 監督官庁による必須許認可

技術移転法（第80/2006/QH11）第20条（2）（e）に従い、ベトナムから海外へ移転が制限されている技術に関して、移転者はベトナム国外への技術輸出に先立ち、科学技術省に技術移転許可証の申請しなければならない。

3. 特許出願前の機密情報取扱許可

a. 外国出願に関する規制の枠組み

2010年ベトナムは、ベトナム人またはベトナムの団体による発明、あるいはベトナム領土内における発明についてまず初めにベトナム国内で特許出願を行わなければならないという新しい規則を制定した。ベトナム知的財産法の多くの条項が規定される2006年9月22日発令の政令第103/2006/ND-CPを修正・補足する政令第122/2010/ND-CPが2010年12月31日に発令された。

政令第122/2010/ND-CPに従い、ベトナムの団体、ベトナム人個人による発明、あるいはベトナム領土内における発明を外国出願をするには、まず最初にベトナム国内にて特許出願を行わなければならない。あるいは、まず特許申請手続きをベトナム国内で行い、6カ月間の有効期間が満了した時点で外国出願が可能となる。

b. 必須許可 および 規制認可

特になし。

免責条項:

本文書の内容は、あくまで参考資料として提供されるものです。従って、この内容が法律上の助言を成すと解釈する、あるいは、それに依存することはできません。さらに、この文書が公表された後に法律が変更されている可能性もありますので、お読みになられる際にはその点に十分ご注意ください。本件についてのお問い合わせは下記へご連絡ください:

ATMD バード&バード法律事務所

2 Shenton Way
#18-01 SGX Centre 1
Singapore 068804

Tel: +65 6534 5266

Fax: +65 6223 8762

atmdmail@twobirds.com

ATMD バード&バード法律事務所は、シンガポールで有限責任パートナーシップとして登録される法律事務所です。当事務所は、国際的に法律業務を行うバード&バード法律事務所の関連事務所ではありますが、当事務所が担う法律業務はシンガポール国内だけに留まり、バード&バード法律事務所、またはバード&バード LLP の支部、支社あるいは子会社ではありません。

特許庁委託
ASEAN における技術情報輸出規制に関する調査報告書

発行 日本貿易振興機構バンコク事務所知的
財産部

協力
ATMD バード&バード法律事務所

2013 年 4 月発行 禁無断転載

本冊子は、2012 年度に日本貿易振興機構バンコク事務所知的財産部が調査委託を行った ATMD バード&バード法律事務所が実施した調査報告に基づくものであり、その後の法改正等によって記載内容の情報は変わる場合があります。また、記載された内容には正確を期しているものの、完全に正確なものであると保証するものではありません。